

## 平成19年度 第5回長野県公共事業評価監視委員会

日 時 平成20年2月19日(火)

10:00から12:30

場 所 長野市生涯学習センター  
大学習室1

### 1. 開 会

事務局(赤羽主任専門指導員)

ただいまより、平成19年度第5回長野県公共事業評価監視委員会を始めさせていただきます。私は本日の進行の方を務めさせていただきます技術管理室の赤羽敏雄と申します。よろしく願いをいたします。

それではお手元に配付をいたしました次第により進めさせていただきたいというふうに思います。初めに公共事業評価監視委員会の委員長でございます福田様よりごあいさつをお願いいたします。

### 2. あいさつ

福田委員長

今日も早い時間からお集まりいただきまして、ありがとうございます。前回、意見書につきましては、おおむね無事、まとまりまして、今日、午後、私の方で提出することになりますが。もう1件、浅川ということで、これは委員会の方で、次回、提言でまとめるということで、今日はそれについての集中的な審議が中心になると思います。闊達なご議論をよろしく願いいたします。

事務局(赤羽主任専門指導員)

ありがとうございました。なお、本日は、青山委員、清水委員、それから中村委員、松岡委員、三木委員がご都合により欠席でございます。また、柳澤委員は遅れてご出席との連絡をいただいておりますので、よろしく願いをいた

します。

それでは早速でございますけれども、議事の方に入らせていただきたいと思います。福田委員長、よろしく願いをいたします。

福田委員長

議事の前に、今日の議事録署名委員ですけれども、順番として内山さんと塩原さん、お願いいたしてよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

### 3. 議 事

#### (1) 平成19年度長野県公共事業再評価について

福田委員長

それでは、まず意見書についてですけれども、今日の午後に県の方に提出しようと思っております意見書がこのような形でできていますが、前回のいろいろなご意見、ご指摘を受けまして、修正したものをメールで皆さんにお渡しして、確認いただいて、そのあと、保母先生の方から再修正のご意見が3ページ一番下の下線部の3行目、ですけれども、「『福祉的観点』である。そのような広い視点を含めた県の住宅施策が必要である。」ということと、一番最後に「公共住宅の質の議論を充実されたい。」と。表現的に、このように保母先生が直した方がいいということで、下線部のように直ささせていただきたいと思います。

これでご了解をいただけたら、今日、午後に提出していきたいと思いますが、ここの部分、この表現で構わないでしょうか、こういう形で出すということによろしいでしょうか。

異議、異論がないようなので、今日、この下線部をとりまして、これを県の方に提出したいと思います。

## (2) その他

### 4. 浅川ダムについて

#### 福田委員長

次の浅川の議論に入ります。前回の委員会では、梶山先生を中心にいろいろな委員様から質問とか出たんですけども、踏み込む時間がなくてできませんでしたので、今日はこれについて、梶山先生を中心に一問一答と言いますか、今までの経過なり手続的なことを、いろいろなことを含めて、県の方に質問して答えていただくということが中心になるかと思えます。よろしく願いいたします。

では県の方でよろしく願いいたします。

#### 小平河川課長

河川課長の小平でございます。それでは私の方から、浅川的主要な経緯につきまして、ご説明させていただきます。

前回お配りした資料、手元でございますでしょうか。それでは、梶山委員、塩原委員からございました請求資料、ご質問に関しまして、事前に送付させていただきました資料について順次ご説明をいたします。

まず梶山委員からの請求資料、ご質問に関してですが、質問1の から 、質問2の ・ につきましては、これまでの経過をお尋ねでございますので、事前に送付いたしました資料、「浅川治水対策の検討経過」として、時系列で整理をさせていただきました。資料の1枚目、日付と項目、途中で矢印と赤書きの部分がございましてA4・1枚のペーパーが、検討内容に着目いたしまして経過をまとめたものでございます。各段階での検討内容などにつきましては、用紙右側に四角で囲んだ資料ナンバーを記載しておりますが、順次、後ろの方にインデックスをつけて添付してございます。それでは、順次ご説明をさせていただきます。

まず、1枚目の最上段に「平成14年6月7日 長野県治水・利水ダム等検討

委員会が答申を提出」と記載してございます。これは平成13年6月に条例により設置されました同委員会に、浅川の治水対策、利水対策に関して当時の知事が諮問をいたしまして、部会での審議を含め1年余の議論、検討を行った結果として答申が出されたものでございます。

答申の内容につきましては、基本高水流量を毎秒330立方メートルとすることを前提といたしまして、ダムによらない河川改修単独案及びそれに対応する利水案となっておりますが、従前計画、いわゆる多目的ダムである浅川ダムと河川改修により治水安全度100分の1、毎秒450立方メートルを確保するとの案を支持する意見もかなりあった旨、記載されております。

次に1枚目の資料の上から2番目に、「平成14年6月25日 県議会において浅川・砥川に関する治水・利水の枠組みを提示」との記載がございしますが、先ほどご説明いたしました長野県治水・利水ダム等検討委員会からの答申を踏まえ、県として決定した方針に当たるものでございます。

この内容につきましては、長野県治水・利水ダム等検討委員会からの答申とは異なるものとなっております。「100分の1確率の基本高水流量毎秒450立方メートルを当面の治水対策の目標とし、河川改修により50分の1確率に相当する流量（基本高水流量の約8割相当）への対応を行い、残る約2割の流量への対応は流域対策で行う。」としたものでございます。これにつきましては、後ほどご説明いたします資料-2の2枚目のところに、資料-2の2枚目でございますけれども、イメージ図を記載してございますので参考にさせていただければと思います。下の方にイメージ図が記載してございます。

最初のページに戻りまして、「平成15年4月24日 河川改修原案を決定」、「平成15年7月28日 流域対策原案を決定」との項目がございします。この2つの案は、先ほどご説明した、基本高水流量の約8割を河川改修、残り2割を流域対策で対応する「枠組み」を具体的な案にしたものでございます。

まず、資料-1というインデックスのついた資料をごらんいただきたいと思います。この資料は治水安全度50分の1相当の改修計画を策定したものでございます。1枚目の中段に、計画高水流量として、区間 の毎秒360立方メートルから区間 の毎秒160立方メートルまで、各区間の計画高水流量を記載してございますが、これが50分の1確率に相当する流量となっております。従前から

進めてまいりました河川改修計画とは異なる流量を設定したものでございます。ちなみに従前から進めてまいりました河川改修の流量は、上の区間 から、毎秒350立方メートル、区間 では毎秒270立方メートル、同じく区間 では毎秒230立方メートル、区間 では毎秒160立方メートル、それから区間 につきましては毎秒100立方メートルとなっております。

浅川の河川改修事業は、千曲川合流点から上流約12.2kmの区間を対象といたしまして、昭和52年から進めてきており、この平成15年の段階では、下流部・中流部合わせておおむね8割相当が完成しておりました。この状態で、区間ごとの計画流量を変えることとなりますので、資料-1の1枚目の下段に記載してございますが、改修計画の基本方針としては、「縦断計画は、改修済みの護岸及び既設橋梁への影響を最小限とするため、河床掘削を基本とする」「河床地盤の状況、横断形状等の制約により、河床掘削が困難な場合は嵩上げなどによる河積確保を図る」などにしておりましたが、3枚目から具体的な計画が記載されております。上流区間においては、従前計画に対しまして、改修済み区間の築堤・嵩上げ、既設護岸の積み替え、拡幅が必要となりまして、これまでに改修に際して架けかえを行ってきた橋梁についても、7橋程度の再架けかえが必要になるとの結果を示しております。

次に資料-2をごらんください。これが残る2割の対応を行う流域対策に関する案をお示したものです。1枚目のA3横のペーパーは、河川改修を含めまして、当時の浅川の治水対策を体系図で示しております。最上段は先ほどご説明いたしました河川改修、それ以下が「流域対策原案」の内容を整理したもので、森林整備からソフト対策を列記してございます。

この流域対策原案の中で、洪水調節の効果を定量的に見込むものとしたしましては、黄色く囲んだ項目のうち、上から2つ目の「ため池による貯留」で約毎秒20立方メートル、「水田貯留」で毎秒約5立方メートル、4つ目の「河道内や河川に併設した遊水地」で約毎秒65立方メートルと3つの対策でございまして、他の対策につきましては、洪水調節効果を定量的にカウントするものではなく、定性的にその効果を見込むものとされておりました。

資料の3枚目には、この流域対策原案に盛り込まれた対策の位置図が載せてあります。河川改修による河道整備を補完しまして、治水安全度100分の1、毎

秒450立方メートルを達成するための対策の中に、この時点から従前の多目的ダム建設予定地付近、図面では赤く着色した部分に河道内遊水地、いわゆる「穴あきダム」と呼ばれている治水専用ダムの建設も含まれておりましたことをおわかりいただけるものと思います。

資料 - 2 の 4 枚目以降については、各対策についての説明が記載されておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

平成15年度の再評価におきましては、こうした方針で検討を進めていくことを前提にしまして、県として浅川ダムに関する再評価案を作成し、当時の評価監視委員会のご意見を踏まえ、ダムによらない治水・利水対策を策定した上で、現行事業を中止するとの対応方針を決定したものであります。

ここで最初の資料に戻っていただきますけれども、平成14年6月に県議会で公表した「枠組み」、さらにこの枠組みで決定した方針に基づく具体的な考え方を河川改修原案、流域対策原案で明らかにいたしましたことから、これらについて、十数回にわたる地域住民の皆様への説明会、また関係市町長への説明、河川整備計画の認可に向けました国土交通省との協議を実施いたしました。

この結果、1枚目の資料に赤字で記載をしておりますが、治水安全度50分の1相当の河川改修については、特に中流部・上流部で計画高水位が従前の計画に比べまして高くなることから、現計画より危険度が増すこと、さらには、一度架けかえた橋梁につきましても再改修が必要になることなど、事業上、河川計画上適切ではない点があること、また、流域対策として定量的な効果を見込むこととしていた「ため池」・「水田」による洪水調節につきましても、持続性や実効性の面で問題があると、地域の方々や国土交通省から多くの指摘を受け、このままでは河川整備計画の認可を得て治水対策を進めていくことは困難であるとの状況が明らかになってまいりました。

こうした状況を受けまして、まず流域対策原案に盛り込んでおりました水田貯留に関しましては、定量的な効果を見込む治水対策には含めないこととし、このことにつきまして、平成15年11月16日に開催されました県議会の総務警察・農政林務・土木住宅の3委員会による連合審査会の場で明らかにいたしました。地域の皆様に対しましては、最初の資料に記載をしております、平成15年12月1日の第8回浅川流域協議会の場で説明をいたしております。

また平成13年2月に、前知事による「脱ダム」宣言が発表され、河川改修の対象流量が変更となる可能性が出てきたことから、それまで進めてまいりました浅川の河川改修事業についても休止状態となっておりましたが、長野市をはじめ地域の皆様から、河川改修を再開し着実に治水安全度を上げていくべきとの声が高まったことを受けまして、平成16年3月5日、2月県議会の中で、従前計画に沿った河川改修を再開することを前知事が表明しております。この結果、1枚目の下に赤字で記載をしてございますけれども、平成14年6月に公表した「枠組み」、いわゆる河川改修で約8割、流域対策で約2割を対応するといった方針の実現が不可能となり、再度、この考え方の修正を行わなければならない状況となったものでございます。

こうした状況から、平成16年度に入りまして、「枠組み」の中で、50分の1相当とすることとしていました河川改修を、従前計画に基づくとの前提とし、流域対策原案の中で定量的な効果を見込むこととしていた対策、「ため池」、「河道内遊水地」、「河道外遊水地」を配置しまして、治水安全度100分の1、基本高水流量毎秒450立方メートルを満足する対策の検討を開始しております。

この検討の結果につきましては、最初のページにございますけれども、平成16年9月27日に開催されました第10回浅川流域協議会において、「浅川の流出解析の概要」、当時は「コンサル案」と呼んでいたようですが、これを公表しております。この際にお出しした資料がインデックスで資料-3と付してある資料でございます。

資料-3の1枚目に「浅川の流出解析 概要図」と記載しましたA3横の図面がございますが、これがいわゆる「コンサル案」を整理したものでございます。赤色と黒色で色分けをしてございます河川の部分は、従前から進めてきております河川改修事業を引き続き実施していくことを示しておりまして、これ以外の対策として、図面左側、最上流部に当たりますけれども、大池・猫又池の活用、従前のダム建設位置における河道内遊水地、河川改修区間の最上流部に檀田遊水地、下流の田子川合流点付近に田子遊水地を配置しまして、治水安全度100分の1、毎秒450立方メートルを満足させる計画でございます。

計画の考え方といたしましては、まず上流の市街地内で唯一市街化調整区域となっており、家屋の移転が最小限で済む範囲に檀田遊水地を設置して、この

効果のある程度固定した中で、従来からの河川改修計画と整合がとれるよう、上流域のため池、河道内遊水地の効果、規模を決めてまいります。また、下流域においても従前の河川改修と整合がとれるよう田子遊水地の効果、規模を決めるといったような手順で検討を行ったものです。案では、檀田遊水地で目いっぱい容量を確保するのか、それとも周辺家屋への配慮から、現況地盤程度までしか水位を上げないようにするので複数のケース、6ケースを示しております。いずれの案についても、ため池・河道内遊水地・檀田遊水地・田子遊水地を設置するとの前提になっております。

資料 - 3 の 2 枚目に、各施設のイメージ図が記載されておりますが、ため池につきましては、写真にございます、既存の農業用ため池の容量の一部を利用いたしまして洪水調節を行うものであります。河道内遊水地につきましては、河床付近に常用洪水吐きを設置し、通常時は水を貯めずに洪水時のみ貯水する、いわゆる治水専用ダムでございまして、堤高につきましては、ケースにより最小で約35m、最大で約50m程度と試算をしております。

資料右側にまいりまして、檀田遊水地の記載がございます。浅川に隣接した市街化調整区域の用地を買収しまして、河川の水位が上昇した際に水を横取りするものとなっております。タイプが2つございますのは、先ほどご説明したとおりであります。その下にございます田子遊水地も構造的には同様のものがございますが、この田子遊水地に関しては、買収ではなく、地役権を設定する方法も選択肢として考えておりました。

資料 - 3 の 3 枚目以降につきましては、解析業務のダイジェスト版として、当時、説明に用いた資料でございますので、参考としていただきたいと思いません。

この「コンサル案」につきましても、10回に及ぶ説明会を開催いたしましたほか、国土交通省との協議を行いました。地域の方々や国土交通省の意見を聞く以前の問題といたしまして、河道内遊水地を河川整備計画に位置づけて実施するか否かについて県庁内においても意見が分かれまして、県として河川整備計画をどういう形で構成するのかを再検討することといたしました。

最初の資料に戻っていただきますと、平成17年11月22日に、「浅川の河川整備計画に関する基本的な考え方」を決定との項目がございます。資料 - 4 が、こ



の決定の際の資料となっておりますのでごらんいただきたいと思います。1枚目に概要を記載し、当時プレスリリースしたものがございます。これは、先ほどお話しした、いわゆる「コンサル案」をベースといたしまして、この案のうち、河道内遊水地を除きました、ため池・檀田遊水地・田子遊水地を今後20年間の整備の内容といたしまして河川整備計画に盛り込み、当面、できるものから実施していくとの方針を県として決定したものでございます。コンサル案の中でも、洪水調節効果が大きい河道内遊水地を除いておりますので、この「基本的な考え方」に沿って対策が完了した場合、目標であります治水安全度100分の1に対しまして、上流部においては治水安全度30分の1、下流部においては治水安全度60分の1程度となるものでございます。

将来的な方策、河道内遊水地が担う洪水調節効果に関しては、引き続き検討を続けることといたしておりました。

資料2枚目に「浅川の河川整備計画(県案)」と記載したA3横の図面がございます。この図面をごらんいただきますと、先ほどの「コンサル案」の説明で同様の図面をごらんいただきましたが、そこから河道内遊水地を除いたものとなっていることがわかりいただけだと思います。

この河川整備計画の考え方につきましても、地域の皆様への説明会を10数回、また、河川整備計画に関する国土交通省との協議を、平成18年の6月初旬まで、計7回にわたって実施してまいりました。

国土交通省との協議の中では、河川整備計画の対象期間内の目標が、上流30分の1、下流60分の1とアンバランスなものであること。また檀田遊水地は、河床の勾配が50分の1と急勾配な地形上に位置するものであり、土砂の流入の問題や洪水時の流速などから、確実な取水が可能であるかという構造的な問題、さらには、将来目標であります100分の1計画を明確にできなければ、当面の計画の妥当性が確認できないなど、多くの指摘を受ける結果となりました。

資料-4の最後に資料を添付いたしましたけれども、将来目標であります治水安全度100分の1を満足する計画として、「放水路案を加えることもあり得る」といった前知事の発言も議会の中でございましたが、これにつきましても、上流域での分水構造等について、確実性や実現性について説得力のある説明ができない状況のままとなったものでございます。

この後、平成18年8月に県知事選があったこともあり、6月初旬の国土交通省との協議を最後に、一たん、検討・協議は中断することとなりましたが、9月に村井新知事が誕生いたしまして、引き続き検討が始まることとなります。

資料1枚目に戻りまして、下段に記載をしておりますが、平成18年11月には、2回にわたって流域の皆様のご意見を直接知事がお聞きし、この際には県として案をお示しするのではなく、これまでの経過を踏まえまして率直な住民の皆様のご意見をお聞きし、また現地調査等に際しまして、地域の皆様のご意見をお聞きしました。

こうした中で村井知事は、「ダムなしからダムありまで、幅広い対策を選択肢とする中で、経済性、効率性、確実性の観点から最も合理的な案とする。」との基本方針を表明いたしまして、私ども土木部もこうした観点で、再度検討を始めることとなりました。

また、これまで説明をしまいいりました内容からおわかりいただけると思えますけれども、「脱ダム」宣言以降、幾度となく県としての案、方針を決定し、地域の皆様にご説明をしまいいりましたが、結局、その後の国土交通省との協議等を通じて技術的な部分での課題が明らかとなり、河川整備計画の認可に至らない状況が続いておりました。県と地域の方々との信頼関係を考えますと、河川整備計画の認可が得られるという確証のもとに、県としての方針、案を出すべきとの見解も、村井知事が機会をとらえてお話をさせていただいておりました。

治水対策案の検討の話に戻りますけれども、「ダムなしからダムありまで」との方針についてですが、「ダムなし」の案に関しましては、平成14年6月の「枠組み」の公表以降、4年間にわたり県として検討を重ねてきた内容が、ある意味では「すべて」でございまして、流域の状況等を考えますと、これまでの検討結果以上に新たな対策はないものと判断しております。ただ1点だけ、これまでの過程で詳しい検討がなされてこなかったのは、候補としては、一番最初の段階、流域対策原案の段階から案の中に盛り込まれておりました「河道内遊水地」、いわゆる治水専用ダムでございまして、技術的な見地から、経済性や確実性、特に確実性に関しましては、再度、治水対策の選択肢になり得るかどうかを検討する必要がございました。

この治水専用ダムにつきましては、全国的にも実施例が少ないことから、土木研究所、国土技術政策総合研究所のアドバイスをいただく中で、特に土砂による閉塞問題について検討を行い、常用洪水吐き部のスクリーンや湛水池上流の流木対策等を行うことで、土砂・流木による閉塞は防止することができるとの結論に至りました。

このことから、今まで検討してきました「ダムなし」の案に、河道内遊水地、いわゆる治水専用ダムを対策の中心に据えた案を加えまして、経済性、効率性、確実性、さらには環境の観点から比較検討を行い、これに基づきまして国土交通省との協議を進めてまいりました。

対策を決定するに際しての基本的な部分に関しましては、おおむね国土交通省の了解が得られるとの確証を得ましたことから、最初のページの下段に記載をしてございますが、平成19年2月7日に県としての検討機関、実質的な意思決定機関でもあります「治水・利水対策推進会議」を開催し、お手元の資料-5によりまして、最も経済性、効率性にすぐれ、確実性のある案、「治水専用ダムと河川改修」により目標とする治水安全度100分の1、毎秒450立方メートルに対応することを浅川の治水対策の方針とし、この方針に基づいて河川整備計画の策定作業を進めていくことを決定いたしました。

このことにつきましては、これまでも浅川の治水対策に関して県としての方針や案を決定した際には、すみやかに地域の皆様に公表し、ご説明をしてきた経過を踏まえまして、この決定の翌日、平成19年2月8日には、お手元の資料-6を公表いたしまして、知事会見を開催し、内容をご説明いたしました。

これ以降、この方針に関して地元関係者や地域の皆様に対する説明、さらには河川整備計画の原案策定に向けた国土交通省との協議、作業を進めまして、平成19年4月18日に河川整備計画の原案を公表し、地域の皆様のご意見をお聞きするための公聴会や学識経験者からの意見聴取、関係自治体の長からの意見聴取など、河川法に定められた法手続を経まして、平成19年7月8日に関東地方整備局長に認可申請し、同年の8月22日に認可をいただいたものであります。資料-7といたしまして、認可となりました浅川の河川整備計画を添付させていただきます。

県といたしましては、今日、浅川の治水対策が「治水専用ダムと河川改修」

によることとなったことは、平成14年公表の「枠組み」、平成15年度の再評価を出発点といたしまして、当時の考え方を中心に据える中で、あらゆる面から検討を重ねてきた結果として新たに生まれた計画であるものと考えております。

次に、梶山委員からのご質問の中で、今日に至るまでの委託事業費の状況についてお尋ねでございます。資料 - 8 をごらんください。

先ほど来ご説明してまいりました検討に際しては、その都度必要に応じて委託発注を行い、技術的な裏づけを検討してきております。資料 - 8 は、年度ごとに委託事業費、委託業務の内容、予算費目を整理してございます。

平成14年度から平成18年度まで、5カ年で1億2,000万円余の予算、基本的には県単独費を用いまして検討を行ったものでございます。各年の委託業務の内容等につきましては、資料をごらんいただきたいと思っております。

次に、同じく梶山委員からのご質問で、平成14年からの国庫補助事業の要望、国の内示に関する状況でございますが、お手元の資料 - 9 をごらんください。資料 - 9 には平成14年度から平成19年度まで、浅川ダムに関する国庫補助事業の要望資料と内定通知を順次つづつてございます。

資料の1枚目に「様式 - 8 浅川ダム建設工事計画説明表」という資料がございまして、この表の最下段に「事業費年度割」と記載された欄がございまして、この欄の一番右側「平成14年度」と書かれた欄をごらんください。この平成14年度の欄の一番下の欄に2,300万円と記載されておりますが、これが平成13年度時点で、浅川ダムに関して国に要望した事業費でございます。この2,300万円の内訳が次のページに記載されておりますが、流量観測、地すべり観測等に要する費用でございます。

これに対しまして、平成14年度に内定した事業費が資料の4枚目、「平成14年度河川局関係予算国庫補助金等の内定について」でございます。表紙をめくっていただきますと、各箇所の内定額が記載されておりますが、一番上の浅川の欄をごらんいただきますと括弧書きで2,300万円と記載されております。下段の裸書きの数字は利水者負担金を除いた河川管理者分の数字が記載されております。備考欄に「県の方針決定まで保留」と記載されておりますが、最終的に先ほどお話しいたしました経過から、この2,300万円につきましても要望を取り下げまして、事業費ゼロといたしました。資料 - 9 の1枚目に戻っていただき

まして、先ほどごらんいただいた、平成14年度欄の一番下の欄で2,300万円の下段にゼロと記載されておりますが、最終的に要望をゼロとしたことを示しております。

同様に資料の6枚目からになりますが、平成15年度以降の要望資料、内定通知を見ていただきますと、要望ゼロ、内定額ゼロが平成19年度まで続いていることがわかりいただけるものと思います。

ちなみに、資料-9の最後のページをごらんいただきたいと思います。19年度、本年度の内定通知でございますが、河川総合開発事業費補助という国の予算費目の最上段に浅川ダムとして内定額ゼロと記載されております。平成20年度につきましては、既に財務省原案公表に際して、新聞報道等がなされておりますが、県の要望どおり事業費が内定いたしますと、この浅川ダムの欄が消えます。下の段でございます治水ダム建設事業費補助の欄に、浅川ダムの名前と内定額が入ることになるかと思っております。

説明、長くなってしまいましたけれども、梶山委員からの請求資料、ご質問に関してご説明をさせていただきました。

塩原委員からのご質問が出ておりますので、ご説明させていただきます。事前に送付しました資料の中に、先ほどの梶山委員の請求資料のほかに、A4・2枚の資料がございますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。

まず、ご質問の1点目でございますが、浅川に関して、基本方針に先駆けて整備計画を急ぐ必要があったかというものでございます。ご存じのとおり、浅川の治水対策に関しまして、早急に河川整備計画の認可を得て事業を実施していくというスタンスは、田中前知事による「脱ダム」宣言以降、県としては一貫したものでございまして、このために各種の検討を行い、国との協議を行ってきたことは、先ほどの梶山委員からのご質問に対する説明でご理解をいただけたものと思っております。

法的には、資料に記載してございますが、河川整備基本方針が策定されるまでの間の経過措置として、旧河川法に基づく工事実施基本計画の一部を河川整備基本方針とみなすとの規定がございますので、特段問題はございません。

ちなみに、平成16年度末に認可となりました砥川、上川の治水対策を含めました諏訪圏域河川整備計画も、同様の取り扱いによりまして認可申請し、認可

を受けたものでございます。

ご質問の2点目でございますが、浅川に関してなぜ100年確率としたのかというお尋ねです。資料に記載をしておりますが、ご質問にございました諏訪圏域河川整備計画についても、すべての河川が50年確率を目標としているものではなく、各河川の規模や出水時、被災時の社会的影響を考慮いたしまして、各河川ごとに目標とする治水安全度を設定しております。

浅川に関しましては、長野圏域内の他河川との整備バランスについて、先ほど申し上げましたように、出水時、被災時の社会的影響の観点から検討した結果、治水安全度100分の1とすることが妥当であると判断したものでございます。

ちなみに、先ほどの梶山委員のご質問に関する説明でも触れさせていただきましたが、浅川は既に8割近くの河川改修が完了しておりまして、この改修済み区間を再改修しないかぎり、上流から下流まで一連の治水安全度とすることができない状況にございます。委員のご質問の観点についても、これまでの経過の中で検討を行っておりますが、経済性にすぐれ、地域の皆様に受け入れていただける形で暫定計画を策定することは困難であると判断をしております。ご質問の説明については以上でございます。

福田委員長

県の方からの説明が終わりましたけれども、引き続いて質問とかご議論を。

内山委員

全体としては、大体年次別に説明されていますけれども、部分的に適切でない、非常に、あえて言いますと、間違った説明があるということを申し上げたいと思います。それは、一つにはこの1枚目の、1枚目と言いますか、赤字で直してある年次別の中で、平成16年9月に浅川流域協議会に、河道内遊水地という名前でダム该案が入っていたんだというふうに説明して、コンサル案という言い方をされています。これは、このときの議事録を見てもわかるんですが、これはコンサルから提出された資料をそのままお出しするものであって、県土木部の考え方を出したものではないと、出しているものではないということが言われています。そういうような説明が今の中では落ちております。これが確

かに出てきたことは出てきたんですが、県の基本的な考え方ではなかったと。県の基本的な考え方というのは、この中の平成17年11月の時点で「ダムなし」の考え方が出ていると、これが基本的な考え方であるというふうに言えると思います。ですから一度資料としては出ましたけれども、その河道内遊水地という名前のダムの案が、その後、消滅しているということをもうちょっと的確に説明していただきたいと思います。

それからもう1点だけ申し上げます。いくつもありますが、例えば平成18年の9月から村井知事が新しく知事になられたと。そこから、ダムなしからダムありまで幅広く選択肢として考えるということを何度も、議会その他の場で言われた。これはそのとおりです。ただそのあとの説明で、その前にダムなしについては4年間ぐらい作業をして検討をしてきたんだというような言い方をされましたけれども、村井知事が言われたのは、18年9月以降にそう言われて、それで村井知事がそう言ってから、ダムなし案は一度も出なかった。そして19年の2月7日に突然ダムありが出てきたということで。ダムなし案は検討がされているんだというような説明は、村井知事が公に言うておられたことと全然違うんじゃないでしょうか。やっぱりもうちょっと事実に基づいて説明をいただきたいと思います。その2点だけとりあえず指摘しておきます。

#### 塩原委員

私の質問に対するお答えは、実は質問趣旨に沿ったお答えになっておりません。私の質問の仕方があるいは悪かったのかもしれませんが。私が質問した内容は、千曲川にはいくつもの支流がありますね、浅川だけでなく。浅川だけなぜ、今、100年確率の河川整備計画を急いでほかの河川に先駆けてつくらなければならないという合理的な理由があるならば、それを説明してくださいと、そういう質問だったんですよね。そういう質問に全然なっておりません。答えてください。

#### 小平河川課長

今の塩原委員のご質問なんですけれども。なぜ浅川を急いでやるのかということに関しましては、先ほどご説明いたしましたけれども。浅川はもう既に8

割近くの河川改修が終わっているというご説明をさせていただきました。地域からも早く整備してほしいと、このままでは怖いということがございまして、長野圏域の中でも浅川をまずは最優先でやっていかなければならないと。

塩原委員

いや8割以上を、だからやっていれば、怖くないんじゃないんですか、逆に。ほかの河川は8割どころか何もやっていないでしょう。

小平河川課長

8割というのは、延長にして8割なんです。容量にして8割ではなくて。

塩原委員

だから怖いということを使うんだったら、例えば水害が多いとか、そういう説明がなければだめじゃないですか。

どうして浅川だけそんなに金をかけて工事するのかという説明がなければだめでしょう。浅川が特に危険な川だということを使うんだたらわかりますよ。だからそういう説明がないのに、どうして浅川だけ急いでこれをやるのかという、それを質問しているんですよ。だって50年確率でも諏訪は許可がおりたんだから、浅川だって50年確率でとりあえずやるということだって可能だったんですよ。それをあえて100分の1にこだわったということは、ダムにこだわっているということでしょう、そういうふうにしかとれないじゃないですか。いくらダムのことを河道内遊水地と言いますが、あれは河道内じゃないですよ、ダムは。河道の外にあふれさせるんだから、河道内遊水地という言葉は適切じゃないと思いますよ。それ撤回してください。河川の外なんでしょう。

小平河川課長

まず河道内遊水地の定義から・・・

塩原委員

河道内ではないじゃない。河道内というのはどこからどこまでが河道ですか。



小平河川課長

河道内遊水地と言いますのは、河川の中で遊水地的な機能を持たせると。

塩原委員

河川の外へあふれさせるんでしょう、だから。

小平河川課長

だからその河川のとり方があれなんですけれども。今ある河川を中心にして河川の中に施設を・・・

塩原委員

その河道内遊水地というのは諏訪の論議で出てきた論議で、これとは全然違うんです。

岡本委員

その点、河道という意味が、今、塩原さんがおっしゃっているのは、現時点で河道になってない部分が遊水地として使われるでしょうというご質問なんです。ですからそれは河道内遊水地として、穴あきダムなり何なりつくった場合には、当然、河川区域を指定をし直して、そこを河川区域に入れるので河道となると。説明の方は、事後的な河川区域指定を行って、河道貯留の対象地とみなせるような状態をおっしゃっているし、塩原さんは全くそういうことの専門家ではないから、当然、現時点で河道でないところにあふれされるんじゃないのということなので、そういう食い違いですから、その点、はっきりした方がいいと思います。

小平河川課長

表現の問題だと思いますけれども、当時県は、今ある河川のところにつくって貯留するからそれは河道内の遊水地と。それから一たん河道の外、例えば立科ダムみたいに、挙げてはいけないんですけれども、外へ持って行ってつくるのを河道外、外の遊水地というふうに言っておりました。

内山委員

私の指摘に対しての見解はいかがですか。

小平河川課長

先ほどご意見とおっしゃったので。まず、村井知事になってからダムなしを検討してないんじゃないかというご質問でございます。何もしてなかったんじゃないかと。

内山委員

翌年の平成19年の2月8日に、方針としてダムの建設を決定しました、穴あきダムを決定しました、実施していきますという発表をされたのは事実ですが。それまでの間、村井知事になってから、中ではどんな検討があったか知りませんよ。外向けには、県の考え方として、ダムなしはこういう案があるというようなことが一度でも発表したことがありますか。

小平河川課長

新知事になってからはございませんけれども、前知事の在職当時からやっております。

内山委員

いや、村井知事が就任してから、ダムなしからダムありまで幅広く検討すると、選択肢とするとおっしゃっているんですから、そこからのことを私は言っているわけです。

小平河川課長

ダムなしにつきましては、もう前知事の段階でやっておりますので、これ以上、もうほかに方法がないと。

内山委員

それでは答えになってない。

小平河川課長

ですから今までも、先ほど説明しましたけれども、1億円というお金をかけてましてダムにかわる案を検討してまいりました。そういった中で出てきたのが・・・

内山委員

村井知事以前に検討したことは、それは事実ですし、認めます。だけど村井知事が何度も何度も議会、その他で言っていたことは、村井知事になってから、私は、ダムなしからダムありまで幅広く選択肢として検討していきますということを何度も言われているわけです。それが行われてないじゃないですかということですよ。

平松委員

私の方からもお聞きしたいんですけども。何か検討する、しない云々というのは、だからどうなんですかね、どういう立場をとられたのかを、まず確認したいんですけど。新知事になられて、その前に、さんざん検討されたと説明があったんですけど。それはそれとして、検討課題の項目の一つとして視野に入れながら、新たなものも検討しましたよという理解でいいんですか。私はそうかなと思って聞いていたんですけど。今、内山委員とのやりとりで、何か明確な回答が出てこなかったんで、あれ、私の勘違いかなと思ったんですけど。その辺はどうなんでしょうか。

小平河川課長

先ほどご説明させていただきました資料 - 5 というのがございます。青と赤で着色した資料がございますけれども、これが今まで、新知事になってからも検討して、これらと比較しまして、最終的にケース5の治水専用ダムという結論に至ったものでございます。ですからこの中で、ケース1からケース5までございますけれども、これらについて検討はしております。

内山委員

この資料 - 5 は、平成19年2月8日に方針を決定しました、実施しますというふうに言われた、決定・実施を公表されたあとでこれが出されているわけでしょう。だから、穴あきダムとして治水専用ダムを決定しました、実施しますということの方が先にあって、そのあとで説明のために、この1枚のA3のこの図が出たということじゃないんですか。

小平河川課長

先ほどご説明させていただきましたけれども、最初のページの下から4行目、平成19年2月7日、治水・利水対策推進会議でございますけれども、ここにこの表を出しまして、ここで、この会議でこれに基づきまして、最終的にケース5の治水専用ダムでいくという方針を決定してございます。

内山委員

それもちょっと問題なんですけど、県民とか議会とか、あるいは議会の中の土木住宅委員会とか、そういうような場に、2月8日に決定しました、実施していきますという発表が先にありましてね、そのあとでこの図をもって、こういうことでありますということがあとからつけ加えられたと。例えばこの治水・利水対策推進会議というのは、県の中の内部の会議でしょう。外に対して発表している会議ではないでしょう。

小平河川課長

会議は県の内部の会議でございます。

岡本委員

委員長、議事進行に関して、タイムリミットがありまして、2時間と限られますから、内山さんの質問も含めて、質問を皆さん各委員にやっていただいて、その上でまとめてお答えいただいた方が。そうしないと、また時間切れで質問できない方もいらっしゃると思うので。

福田委員長

そうですね、質問がある方は出していただいて、お願いいたします。

梶山委員

いっぱいあるんですけど、少し遠慮して大きい部分だけ伺いたいと思います。ちょっとまず事実だけの確認ですが。まず浅川では外水被害の履歴はないということ、それはそれでよろしいですね。浅川の外水被害。

小平河川課長

浅川の外水被害ですか。手元に残っているのでは・・・

梶山委員

事実だけとりあえず端的に。

小平河川課長

ございます。

梶山委員

あるんですね、はい。それから、県の意思決定の方法が実はよくわからないんですが。県の案として出されたものと、それから県の案としてではなくて、例えば先ほどお話があったコンサル案というものがありますね。この、それぞれ県が外部に発表する案というのは、だれがどういう最終的に決定をして、これは県の案として説明していいんだよと、あるいはこれは県の案としては説明しないんだよという、そのはっきりした区別をきちんと決めてやっていらっしゃるのかどうか、それが一つです。

それから、河川整備計画をちょっと一通り拝見しましたが、浅川ダムに関する部分は非常に簡略で、堤高だとか堤長だとか重力コンクリート方式だとか、その辺は一応記載されていますが、それ以外の情報はほとんど何も入っていないと。ということは、河川整備計画というのは、この相当柔軟性があるものなのかどうか。簡単にいうと、これがどのぐらいまで、例えば浅川ダムに関して

も、現実に計画が変わってくる可能性があるものなのか、実際の実施段階に入った場合にですね。その河川整備計画の拘束力と言いますか、それをまず伺いたいということです。

それから、全体的によくわからない部分がいっぱいあるんですけども。そうですね、またあとで伺った方がいいのかもしれませんが。まず河道内遊水地というのが、これが登場してくるのが、コンサル案でははっきり出てきていますね。それ以前に、いつどういう段階でこれが出てきたのか。それが、この河道内遊水地が、現在言われている浅川穴あきダムと、これは基本的に同じものなのか、あるいは全く違うものなのか、違うとしたらどこがどういうふうに違うのかということが一つです。

それから、現在の浅川の河川整備計画に関して、河川法第16条の2に基づく公聴会、あるいは学識経験者の意見聴取、それはどの時点でどういう形でもって実施されたのかということですね。それをまず、それも含めてです。

それから、私が全体の経緯を拝見して大変不思議だと思ったのは、例えば最初の1枚目の資料ですけれども、平成15年7月28日に流域対策原案を決定と。その前の3カ月前に河川改修原案を決定して、結局、両方あわせると毎秒450立方メートルに対応できるという、そういう案だと思うんですけども。その下の赤字の部分ですね。河川改修原案について、計画高水位が従前の計画に比べて高くなることにより危険度が増すこと、河川改修で架けかえた橋梁の再改修が必要となると。それから、ため池・水田貯留による定量的効果、永続的な効果の保証、実効性について国から指摘があって、水田貯留については、治水対策に盛り込まないこととしたと。これをいつだれが決めたのか伺いたいことが一つなんです。もともとその地元の事情を一番よく知っているはずが、先ほどからお話があったように、さんざん検討したものが、地元の事情を知らない国から言われて簡単にどうしてこういうふうに計画が変わってしまうのか。あまりにもだらしのない検討しかしていなかったのではないかというのが印象としてあります。それはあとの部分にも結構あるんですが、なぜ国からこういうことを指摘される前に、みずからこういう問題は当然検討してしかるべきだと思うんですけども、それを検討もしないでやってきたのかどうかということが一つです。

それと、コンサル案というのが、私は大変不思議なんですけれども。平成16年9月27日の資料 - 3でしたよね、株式会社日本建設技術社ですか。ここがこのコンサル案を大変丁寧に説明したというような話が先ほどありましたけれども。これは、そもそも県の計画としてきちんと手続を踏んだものなのかどうか、決裁を受けた計画なのかどうか。決裁も受けないで、こういう計画を外部に対して大々的に説明して歩くというのは、これはいかなる意味があるのか。その辺も大変不思議でありまして、これも伺いたいと思っています。あとまだいろいろあるんですが、とりあえず以上です。

#### 塩原委員

ダムを計画なさるときには、河川砂防技術基準を使って計画されていると思いますが。新河川法ができてから、河川砂防技術基準ですね、変更になっておりますよね。ところがこの浅川ダムは、古い方の河川砂防技術基準を用いてつくられております、それはなぜでしょうか。新しい砂防基準に基づいて計画されるべきじゃなかったかと思いますが。それについてお答えください。

#### 平松委員

素朴な疑問があるんですけれども。そもそもこの計画地点なんですけど、貯水池の確か右岸だったと思うんですが、大きな土砂生産場が位置する地すべり地ですよね。私、よくいつも思うんですけれども、長野県に限らず、どうも河川関係の方だけでやると、土砂のことをあまり考慮されない。それで治水ダム等もつくっても、当初の有効貯水容量が稼げない。それは土砂がどんどん入ってくるからだということになって、今、計画しているこの浅川ダムで受け持たそうと、穴あきダムで受け持たそうというボリューム自体がいつまで確保できるのかという問題も出てくると思うんですね。

土砂に関する対策というものの説明が、全く示されなかったもので、県としてはどのような土砂対応をとられて、また技術的にどこまで検討されているのかなという素朴な疑問が生じます。場所的にも、ここまで行ってしまうと、もうそもそも論の話になってしまいうんですが、場所もなぜあえて地すべり地の直下流になったのかなというのも素朴な疑問の一つです。以上です。

福田委員長

平松先生、11時ちょっと過ぎにはもうお帰りになってしまうので、先に平松先生のご質問、今のものにお答えいただけますでしょうか。

小平河川課長

従前の浅川ダムは多目的ダムでございまして、常時水をためるという構造になっております。今回の治水専用ダムは、常用洪水吐きという穴が現在の川底部分にありますので、洪水時以外は水をためない構造になっております。ですから常時、上から流れてきた細かな土砂については、従前と同じように下へ流れていくという構造であります。ですから従前のダムのように、堆砂問題が問題になるダムではございません。

平松委員

それは穴あきですからそうなんですけれども、地すべり地というのは、水位上昇、水位の上下によってかなり影響を受けると思うんですね。その辺の対応なんです。

小平河川課長

地すべり地というか、地すべりのおそれがある区域であったり、あるいは指定になっている区域がございまして。従前のダムの計画の段階から、そういった地域に対しては地すべり対策を講ずるということになっておりまして、押さえ盛土、あるいは抑止杭、あるいは表土の被膜ですか、等で対策を従前から計画しておりました。

平松委員

わかります。それでこのエリア一帯というのは、かなり地すべり的な地形という形かなと思うんですけれども。そうなりますと、この湛水域周りの疑わしきエリアに対して、全てそういう対策されるということなんですか。



小平河川課長

危ない箇所が既にわかっておりまして、ダムの上、ダム位置から上流位置に危ない地点がございます。それでは既に対策をした箇所もありますし、今後、対策を予定している箇所もございます。そういったことを把握しまして、危険のある箇所につきましては、あらかじめ対策を講ずるという方針でございます。

平松委員

わかりました。それとあと1点ですが、この場所なんですけれども、この周辺一帯は、少々場所を動かそうが、何しようが、条件は同じだというふうに判断されたのでしょうか。

小平河川課長

ダム建設には適地というのがございまして、その位置が最も望ましいと。それから地質的に見ても大丈夫だと。それからダムの場合、治水容量が問題になりますので、容量を効果的、効率的にとれる場所ということで、あの場所を決めてございます。

平松委員

確かに容量をたくさんとれるところというのは、斜面が緩いところ、横広がりのところということで、必然的に地すべり地や、過去に土砂が堆積した場所などになると思うんですが。これらを考慮して、ここにしたという技術的な根拠はあるという理解でよろしいですか。

小平河川課長

はい。

平松委員

わかりました。

田口委員

私もちょっと、今、平松委員が出した質問とよく似ているところを疑問に感

じていたんですけれども。まず一つ、土砂のことに関しては、地すべり地というのはわかっていますけれども、大雨のときにどの部分が崩れて、どのくらいの土砂が出るかというのはわからないというのが専門家の定説なんですよね。ですから、確かに、今すべて動いて水抜きしている場所は、それなりの対策はとられると思いますけれども。基本的にもっと上流の方から、大雨のときに関しては土砂が出るという前提が、まず成り立たなければいけないんです。ほかの谷では、ほかの河川では、そういった形で土砂が現実には出てきていますよね。

それともう一つ、私は疑問に思ったんです、この資料の中にもあったんですけれども。流木を処理できるというような言い方をしているんですけれども。日本のそこら中のダムの上流、あるいは砂防ダムの上で、流木を処理してうまくいった現実がないわけですね。というのはなぜうまくいった現実が少ないかということ、大雨のときには必ずいろいろなところから流木が流れてくるんですけれども、ある雨量に対してどのくらいの流木が出るかという、そういう計算が成り立たないんですね。ですから、例えば林務系統が、くし型のああいう流木止めをやるんですけれども、それは全体の本当に数パーセント、1割いくかないものが引っかければ、あとはオーバーフローして下へ流れてくるんですね、現実的には。ですからどんな大きなダムを除いても、最終的に水たまりの中にすごい流木が流れてきていますね。だからこの点をほとんど議論してない、今回の資料を見る限りはですね。こういう点はどういうふうに考えているのかというのは非常に疑問に感じました。それで有識者会議の中でその辺の議論がされてないということは、かなり大きな問題を含んでいるように感じました。

それと、これは土砂の問題ではないんですけれども。浅川治水対策の検討経過の中で、かなりいろいろのところに住民に対する説明をしたというふうに書いてあるんですけれども。まず前知事のとくにできてきたシステムで流域協議会、そのあと高水協議会というのができて、かなり時間をかけて、県の出してきた数字の根拠に関していろいろとまとめたものを出したんですけれども。そのあと、知事のあれですかね、我々に直接答弁したわけじゃないんですけれども、間接的に言った中で、あの委員会、あの委員会というのは高水協議会のこ

となんですけれども、専門家じゃなくて素人の集団が集まっているいろいろやったものだからというような形で、委員会の出したことに関して具体的には一切答えてないんですね。これは、我々確かに素人が集まったんですけれども、素人の素朴な疑問をしっかりとまとめて出した内容になっているんです。これは専門家にも見てもらったけれども、それなりのことを書いてあるという人が結構多いんですけれどもね。

ですからこういった、過去においてできたシステムの中で出したことに関して一切答えずして、ただ住民には説明した。あるいは浅川流域協議会でも、いろいろな人からかなりの具体的な質問が出ているんですけれども、それに対しても答えてないという現実の中で、住民に説明したということは一体、一方的に県の言いたいことだけを言うことが説明なのか。あるいはそうじゃなくて、県の持っている根拠をしっかりと住民に理解させるのが目的だったのか、その辺がどうもよくわからない、こういう書き方では。ちょっとその辺も一緒に聞きたいです。

福田委員長

ほかにございますか。ないので、とりあえず梶山先生のところでたくさん出たところ、ご質問から答えていっていただきたいんです、簡単をお願いいたします。

小平河川課長

まず案の決定はどこがやるのかと、責任持つかというお話がございました。前知事のいた当時は、治水・利水対策推進本部という組織で意思決定をいたしまして、出しております。現知事になりましたからは、治水・利水対策推進会議、これは副知事がトップでございますけれども、ここで結論を出して、県の方針を決めてございます。

梶山委員

ちょっと関連して。そうすると今日ご説明があった、例えば16年9月27日の

資料 - 3 ですか、これは会議の結果は受けているんですか。

小平河川課長

ちょっと当時のことなので、待ってください・・・

梶山委員

またあとでいいです。

小平河川課長

それから河川整備計画が簡略化という話がございました。今の河川整備計画の策定要領では、目標、それから実施に関する事項等が定められておまして、国土交通省の見解では今のままで、浅川の場合程度の記載ですべてがなされております。諏訪圏域に対しましても同じような記載でございます。

梶山委員

そこで疑問になるのは、非常に簡略なことしか書いてないですね。ほとんど拘束力はないんじゃないんじゃないですか。かなり柔軟に変えられてしまうものではないかという感じです。

小平河川課長

ですから、あそこで言っているのが・・・

内山委員

今の質問の関連で。平成16年9月に、確かに河道内遊水地を含む県の案が出されました。このときに当時の土木部長が、資料を出し説明をする前段に、これはコンサルタントがつくったものをそのままお出しするものであって、県の考え方をお示しするものではないということを断って、この16年9月の案が説明されていますし、それが先ほど申し上げたように、議事録にも残っているわけです。その辺をはっきりさせていただきたいと思います。

## 岡本委員

ではちょっと整理させていただきます、整理屋なんです。まず一つは、県の説明責任と言いますか、おそらく県になりかわって私が申し上げれば、整備計画の手續どおり、有識者会議もやりました、公聴会もやりました、市町村への諮問もやりましたと。それでもって例えばこの委員会はスキップすることができるという、国土交通省の指導に基づいてやりましたと。こういうことで、おそらくお答えになるだろうと思います。

それに対して例えば田口委員から、そうではなくて県民の方からいろいろな団体、いろいろな段階でいろいろな質問が投げかけられている。それに対する直接の答弁がないままに、公聴会が開かれているからいいだろうというようなことでは説明責任を果たしたことになるのではないかということなので。まず県の今回の整備計画をつくって、また皆さんに認知していただく、承認いただく手続と、従前のいろいろな、前知事時代からの住民から寄せられたいろいろな提案あるいは疑問、それに対する広報と言いますか、説明をどのようになさったのか、あるいはなさらなかったのか、それはなぜだったのかということ整理してご説明になればと思います。

それから、今の梶山さんの拘束力は、多少双方の理解に食い違いがあって、ご存じのように整備計画では、まず浅川の場合でいえばダムサイトは決まっています。そして容量等々決まりますから、もうそれでほぼおおむねのことは縛られてしまうので、事実、今の説明にありましたように、河川整備計画ではその程度の、つまり実施計画のコンクリートが何ぼ要ってどうかこうとかというような細かいことまでは記載されないのが、現在の、いいか悪いかは別にして、整備計画ですから、それがまた拘束力を持たないということにはならないというように考えていいだろうと思います。

それから、100年、50年ということちょっと申し上げますと、これは行政の方が何らかの根拠に基づいて判断なさってやっていまするんですが。実を申し上げますと、まず例えば、私は、今、利根川をやっていますけれども、日本で最急流な利根川においては、もう将来計画は200分の1、基本方針は200分の1を最終目途としていますが、当面、20年なり30年では50分の1に落と

さざるを得なかったということです。ついでに申し上げますと、利水も10分の1であるべきなのが、利根川では今回、整備計画では5分の1に落としています。

それからもう一つ、水田の治水能力をどう評価するか。これは浅川の計画では否定されましたけれども、利根川では今回の整備計画で、埼玉県の方ですけれども、中川・綾瀬川流域に2,000万トンの治水容量を水田に持たせるということで、まだこれペンディングで、というのは、農業側から無断で勝手にそういうものを評価してどういうことかということでまだもめていますので、最終的にもちろんどうなるかわかりませんが、ということです。

説明責任ということでついでに申し上げますと、利根川の場合、実は当局としてはトントンと進めたかったんですが、当初、有識者会議をやって、それが終わったら公聴会というのが普通の、国土交通省が当初想定しておった流れだったと思うんですけれども。結局それが同時並行で、並列して、今、やっています。並列した段階でいろいろな疑問が特に一般市民から、有識者の会議の中ではなくて、公聴会の中でもなくて、一般的に世論的な意味合いでも盛り上がってきたので、とにかくあらゆる質問を受け付けましょうということで、先日のご報告では1,100件ぐらいの意見が寄せられて、それに対する全部のお答えを準備するためにということで、延々と整備計画にかかわる有識者会議が延びていまして、3月から5月の間にやるということで、先日、日程調整の問い合わせがまいました。ほかの川でも、例えばそのような広報体制がとられているということをご紹介しておきます。以上です。

福田委員長

まず説明責任とか、それをどう考えられたかということですね、皆さんから共通のことで出ていますけれども。

小平河川課長

今回の浅川の整備計画につきまして、公聴会あるいは学識経験者の意見聴取等、法的手続は行ってきております。

内山委員

ちょっと待ってください。その法的手続について、計画決定手続は、確かに5月19日から21日に公聴会を開いたり、学識経験者の意見を聞いています。県が選定した学識経験者の意見をね。しかし、それは昨年5月以降の話であって、昨年の2月8日に方針として県知事が、浅川の治水専用ダムを決定しました、実施していきますと。この治水専用ダムというのは穴あきダムですよ。そういうことを文書をつけて発表して。その河川法では、案の作成段階において、関係住民の意見を反映する措置を講じなければならないと言っているわけですよ。決定と実施が先にあって、その2カ月から3カ月後になって、法律が定めている公聴会とか学識経験者の意見を求めていく。この事実の経過に間違いはないし、あべこべではないんですかということです。

小平河川課長

今、内山委員がおっしゃる案なんですけれども、多分内山委員が勘違いしていると思います。河川法の中で、まず原案を公表して、案をつくって、案ということは2つ出てきます。案をつくって、公聴会あるいは学識経験者に意見を聞いたところで案という形になります。その案をもって関係市町村長の意見を聞くと。そういうふうに河川法で書かれておまして。内山さんが、その公聴会とか、あるいは学識経験者の意見を聞いたあとの案というのを、その先の方の案と取り違えていると思います。

内山委員

いや、私が申し上げているのは、2月8日に案ではなくて方針として決定しました、実施していきますと発表がされて、資料もついていると。そしてその2カ月後の4月18日に原案を発表したと。そしてそのあとでもって、住民に説明をしたり、学識経験者の意見を聞いたり、公聴会を開いたりしたということは、みんな原案の発表以降ですよ。原案とか案の前の段階で、もう既に決定しました、実施していきますとことを言って、それを発表した翌日から、長沼地区新幹線対策委員会などへ行って、同じ資料を用いて、浅川ダムを決定しました、実施していきますと、については新幹線の用地交渉に協力とご理解を

お願いしたいということをやっているわけですよ。ですから、案の作成段階で住民の意見を聞いたり、学識経験者の意見を聞かなければならないと言っているのは、先に方針で決定と実施がありますから、その順序があべこべではないですかと。住民の意見を聞いたりする前に、もう・・・

福田委員長

わかりました。内山さん、言っていることは同じ繰り返しです。

内山委員

資料として出してありますから、前回のときにね。それを、その時系列でもっておかしいんじゃないですかと。これは計画決定手続に瑕疵があるんじゃないですか、違法じゃないですかという疑問を、私は文書で出しております。

福田委員長

それについて、瑕疵か瑕疵でないかということ、今、論じているということでないで、そういう視点が・・・

梶山委員

河川法によると、2つ違うんですね。河川法第16条の2第3項、第4項の場合と第5項の場合、取り扱いが違ふと。これ条文上も形式が違っていますよね。それは意識されているのかどうか。つまり第3項と第4項については、案を作成しようとする場合において、学識経験者の意見、あるいは住民の意見を反映させるということですから、これは案の作成前でないといけない。それから第5項については、河川整備計画を定めようとするときは、というふうになっていますから、都道府県知事とか関係市町村長の意見を聞く場合には、これは案が出たあとでいいと、こういう条文上はそういう解釈になると思います。

福田委員長

県として、どういう説明責任をされますか。



小平河川課長

県としましては、先ほどお配りしました資料 - 4 のところに、長野圏域、4 の3枚目ですね、長野圏域河川整備計画（目標スケジュール）というこのペーパーがございます。そこにありますように、今、梶山先生がおっしゃった河川整備計画の案というのが、公聴会を開いたり、学識経験者の意見を聴取し、あるいは他機関との協議をしたあと、整備計画の案が出てまいります。この案をもって関係市町村長の意見を聞くこととなります。県が出しましたのは、まず原案ということで方針を出しております。これが、このペーパーでいえば長野圏域河川整備計画の原案を出しました。そこで公聴会を開いて意見を聞いて・・・（梶山委員より、それは16年9月18日、18日か16日、原案は・・・という発言あり）

・・・原案はそうです、18日です。それで学識経験者、あるいは公聴会等の意見を聞いて、その中で直すところがあれば直していくということで、そういうもろもろをしまして、それが整備計画の案ということになります。

岡本委員

今の説明はかみ合っていないですよ。つまり内山さんがおっしゃっているのは、そういう法手続、河川法に基づく手続を経てやっていって固まるべきものが、もう事前に、それ以前に、もう知事が決定して断固やるんだと言っているのは違法ではないかとおっしゃっているのです。これは、知事は政治家として自分の所信を述べられている意味でのもので、当然、県が原案をつくる時に、そういう知事の意向も反映したものを最初の案として示されたんだと思うんですね。ですから、知事はおっしゃったのは、河川整備計画の手続を踏んだものとしての案ではなくて、そういうものを目前に控えたところでの、知事のいわば政策所信表明ですから、そのところにお互いの理解の齟齬があるように思います。だから知事が決定しているとおっしゃるのは、私は断固やりたいとおっしゃっているんであって、知事がそこで断固やりたいと言ったらできるものではないので、そこから先は、今、ご説明のとおり、河川整備計画の法手続をきちんと踏んで。

ただ、そのもう一つ問題は、その法手続を形式的に踏んだからといって、今

の、田口委員や内山さんもずっとおっしゃっているけれども、それで民意が本当に今までそれを反映させたことになっているのかということと、それからいま一つは、もともとこの委員会にかけなくてもいいということにつながるのかという、この2点が、今、一番食い違っているように私は受け取っております。

#### 梶山委員

この目標スケジュールですね、僕はこれ、おかしいと思うんですよ。おかしいと思うというのは、河川整備計画原案がありますね、19年4月18日。その下に河川法第16条の2、公聴会の開催と関係住民の意見聴取、学識経験者の意見聴取が入って、その下に案があって、原案と案を、これ分けていますよね。これはある意味ではインチキで、インチキというのは、この原案の前に公聴会と学識経験者が来なくては本当はおかしいわけで。というのは、今回の経緯でも原案があって、いきなり認可に行っているでしょう。だからこの原案と案を区別する実質的な理由は多分ないと思います。

だからこれは、そういう意味でいうと、原案の前に公聴会とか学識経験者の意見聴取をしなければいけないというのが、普通の解釈だと思います。

#### 小平河川課長

県といたしましては、まず何をするかをはっきり出さなくてはいけないということで、浅川については、河川改修プラス治水専用ダム、加えて内水対策を柱とした方針をまず出しております。これに対してより詳しく書きましたのが原案ということで、目標に対して何をやるんだとか、工事の目的、目標ですよ、それをすべて書いたのが原案となっております。

これを地域の方々に公表いたしまして、これに対してまずご意見をお聞きして、意見として取り入れるものがあるならば、この原案に対して反映させていくと。これが、反映させたものが河川整備計画の案ということになります。この案をもって地方公共団体の長の意見を聴取するという手続でございまして、県としては、何ら河川法に反した手続はしておりません。

梶山委員

水かけ論になっていますけれども、僕はそれ違っていると思います。

福田委員長

だから委員会として、そこをどう解釈するかでおかしいというのが、今、ほとんどの方から出ていると思うので。だから岡本先生が言われたように、知事の表明だと、これは所信表明であったということでやったときに、やっぱりそこは、ダムなし、ダムありで始めようということではなくて、もうダムありで、ありきで、もうやろうという方向に入っていって。今の県の方が言われたとおり、今、答えをご自身で言われたと思うんですけども、原案はもう、だからその県のありきの意思表示だと。その中で、私はここ、合意形成をものすごくやっているのだからわかるんですけども、住民がその原案に対して、県がつくった原案に対して、取り入れるものがあれば反映すると、この言い方は、やっぱりおかしいと思うんですね。

原案があって、それで住民の皆さんのいろいろな意見を聞いて、それで取り入れられるものは取り入れるという形の流れですね。これ合意形成の中でその反映というものがすごく、今、社会でいろいろなところで問われているんですけども。取り入れる必要がないもの、それをどう判断するかなんですが、もう取り入れない、反映させない。だから原案、意思表示、要するに、岡本先生言われましたけれども、所信表明があって、ありきで検討が始まって、県の意思表示としての原案があって、取り入れるものは取り入れて、それで住民に聞いたという流れでつくられていったのが案だというふうな形。これをどう妥当とするか、適切とするかというのは、委員会の判断ということになるのかなと思います。

流れとしてはそういう形でとられていったことかなというのがあって、それは水かけ論になってしまうので、妥当か、適切かとかというのは、もうあとはこう、こちら側のまとめなりになってくるのかなと思います。今、ここでそれが正しい、正しくないというのは、ちょっとあれなんですけれども、そういうことかなと思いますけど。

保母委員

岡本委員が言われたこの件ですけど、資料 - 6 ですけどね。これは、2月8日に公表されたものですよね。これについて、これは知事の政治家としての所信表明ですね、こうしたいという、というような話があったんだけど。この資料 - 6 のこの内容自体は、整備計画の方針を以下のとおり決定しましたとこうあって、この2月8日に公表されたのは、2月7日の実質的な決定機関、県の決定機関だという、先ほど説明があった推進会議でこれは決められた内容を公表されているわけですか。

小平河川課長

そうです。

保母委員

そうすると、所信表明というのとはちょっと違うんじゃないですか。

岡本委員

つまりそれはね、所信表明という言葉はちょっと適切ではなかったかもしれませんが。いずれにしても知事が自分の政策として、だからその際に知事が独断でおっしゃったのではなくて、一応、治水・利水対策推進会議という諮問委員会、そこの討議を経て、それを承認する形でやられたということで、いずれにしてもこれは政策の提言なんですね、知事の。ですからこれ自身は、むしろこれを皆さんに投げて、有識者並びに住民の方々のご意見を伺って、必要とあれば訂正していくと。ただ、その必要とあらばというときに、どのような意見が出てきたときに、とるか、とらないかという、だれが判断するかという、これはもう事務局の県当局である以外にないので。だからそのときに、これくらい穴あきダムのある・なしという、もう1か0かというときに、おそらくこれだけでもめるということは、おそらく、毎回申し上げるように世論的には、これやっぱり真っ二つになっているんだと思うんですね。それだけに、県がただ手続を踏んだからもうこれで、ということにはいかないでしょうということがあるし、また監視委員会としても、手続的に正当で、これがスキップされるの

かもしれないけれども、我々としては、監視委員会に名を連ねる者として、やっぱりこれに対して我々はこうだということを意見表明せざるを得ないということも出てくると思うんです。

ですから、やっぱり利根川をやっているもそう思いますけれども、このご時世ですから、利根川は幸いにして新規のダムが全然ないものですからその論争がないんですよ。これは珍しい川で、例えば川辺川にしても浅川にしても、もう必ずダムがあれば必ずその点で大争点になっているわけです。今の淀川もそうですね。淀川も川上ダムでまた、今、大いにもめています。

ただ難しいのは1か0か、つくるか、つくらないかしかないわけですから。それをどのような手続でつくっていくかということが一つ。それからもう一つは、それをどれだけ住民にちゃんとした説明をしていくかということが裏表になると思うので、その点を私は、県としてはもう少し配慮されるべきであろうと思うということを、申し上げているわけです。

梶山委員

事実関係になるんですが、この目標スケジュールにある、原案が19年4月18日というのはわかったんですが。その下の河川事業計画案というのは、これはいつですか、日にちでいうと。

小平河川課長

ちょっとお待ちください。

梶山委員

この赤いこれにも書いてないので。それと申請した日も教えてください。

小平河川課長

申請は7月9日です。

梶山委員

7月9日ですか。

小平河川課長

すみません、案の決定が6月18日です。

梶山委員

6月18日。そうすると、地方公共団体の長による意見というのは、ひと月もたたないうちにまとまってしまったんですね。これ案としてその申請したとき  
のものは、これ同じですか。

小平河川課長

ただ、表現が一部変わったりしております。

梶山委員

そうですか。

小平河川課長

それから、先ほどご質問のありました河道内遊水地ですけれども、いつ出てきたかという話しですけれども。資料 - 2 に記載してありますけれども、平成15年7月28日、流域対策原案の段階で、流域対策の上から4行目に「遊水地設置」と書いてございます。この中に、河道内や河川に併設した遊水地を設置することにより下流河川流量のピークの低減を図る」ということで、もう既にその段階から河道内遊水地については出ております。

梶山委員

この文章は読みましたけれども、これは具体的なものでなく一般論として。

小平河川課長

一般論というか、ここではっきり書いてありますので、河道内あるいは河川に併設したと。

梶山委員

例えばそういう具体的な絵がこの段階であったんですか。具体的にそういう数値があり得ますよという意味の話ということなんですか、具体的にあったんですか、その時点で。

小平河川課長

そのページをずっとめくっていただきまして、浅川の流域対策原案というペーパーがございまして。その「4．遊水地による流出抑制」というページがございまして。森林、水田の次です。遊水地ですね、その中の4 - 2の河道内遊水地というところにありまして、ここで既に流量は明記してございまして、このくらいはできると。

梶山委員

これはわかるけれども、これも読みましたけれども。いや、要するに単に一般論として、これはいわゆる穴あきダムのものを既に考えているわけですか。

小平河川課長

はい、そういうことになります。

梶山委員

わかりました。

小平河川課長

流木の質問が出てございます。浅川の治水専用ダムの計画をするに当たりまして、上流域からどのくらいの流木が出てくるかと、今、そういう指針が出ております。それに基づいてやっております、その中で浅川のダムの湛水地の上流端にくし型の流木止めを設けると。それから浅川ダムが常時洪水吐きが比較的小さいものですから、そこが詰まらないようにするために前面にスクリーンを設置して、穴が詰まらないためにそこにスクリーンを設置して流木を防止するという計画を、今、持っております。

岡本委員

それはご説明にあった土木研究所の見解ですか。

小平河川課長

土木研究所あるいは国土技術政策総合研究所と協議をした結果です。

岡本委員

田口さんの疑念、それから平松さんもおっしゃった。やっぱり、とにかく国が一定の学識経験者の意見を集約したという形で計画設計基準的なものをつくってしまうと、もう行政はそれに従わざるを得ないし、また従えばいいことになっているわけですね。ただ現実、その後、実際どうなのかというと、それはダム  
の堆砂を見れば一番わかるので、堆砂率がもう、つまり100年でというのがあ  
るはずが、もう120%、200%いっているのはいっぱいあるし、逆に50%しか達  
してないのもある。ですから、その現実との齟齬、特に流木なんかに関しては、  
社会問題化しているの、最近になってそういう基準をつくったりいろいろす  
るけれども。おっしゃるように、現実、庶民の感覚からいって、そんなものが  
わかるわけがないでしょうというのが本当だと思うんですよ。ただ国は、公共  
事業を進めていく上で全く無手勝では済まないの、一定の何らかのバックデ  
ータみたいなものをつけてやっていっているの、そこのところはなかなか  
我々としては納得できないけれども、そういう基準があってそれに遵守してい  
る以上は、それでけしからんということが言えない。

それは例えば、今、50分の1とか100分の1と皆さん気軽におっしゃるけれど  
も、前にも言いましたけれども、50分の1のことを確率論、あるいは統計学的  
にきちんと評価しようと思ったら、少なくともその数倍、10倍、俗に10倍と言  
いますけれども、500年のデータがなければできないというのが統計学の常識な  
んです。ただそれを言っているは何もできないということで、先ほど塩原  
委員のご紹介になった砂防の基準の中で、例えば雨をどうやって選んで、それ  
を流量変換するときはどうやってというようなことを方式を決めて、とにかく  
その方式に従ってやったものをもって、行政としてはそれを正しいものとみな



すという、あくまでみなしなんです。

ですから、それで何でそんなことをやるかという、公共事業は税金を突っ込んでやるわけですから、客観性と合理性を持たなければいけない。そのときに一定の、つまり形式認定ですね、方式を決めることで、それを全国津々浦々同じものを使うことで公平性を担保する。合理性はと言われると、そこはむにゃむにゃになってしまうんですが。現在、どうもこれ以上の方法は考えられないからそれをやろうというのが実態だと思います。ですからそのあたりは、行政の方もそのことをよく心得ておかれなければいけないし、説明に当たって、その辺はきちんとそういうことであるというご説明をなさらないと。私もしばしば、特に近畿なんかに行きますと、京都大学教授なんていう方が市民として出てきまして、そういうことをおっしゃるので、いつも、私は何かそれを今度説明する側にいつも回されて困っているんですが、そのあたりです。

それからもう一つ、塩原さんも疑問を持たれたと思うんですが、何で砂防のマニュアルにそんなことまで書いてあるのというけど、ほかに、あれが一番最初にできてしまったものですから、以後、本当は砂防なんていうのは河川の中の砂防課でもうごくごく一部で、本来、本体の河川課があるんですけども、そちらの方でそういうものができなくて、今のところ砂防の基準、今は案がとれましたけれども、それをもって準用している。だからあの中に利水の話から何から全部入ってしまっているというのは、そういう経緯ですというか、ご説明です。

#### 内山委員

今の課長の説明の、資料 - 2 のところで河道内遊水地というのがあったんだと、資料 - 2 の 6、7 枚目ですか、4 - 2 河道内遊水地ということが確かに出ております。しかし、その一番下を見ると、ピークカット流量が、約毎秒 5 立方メートルになっています。ということは、浅川の治水専用の穴あきダムが、今のところ 110 万立方メートル。多目的ダムの計画、変更前の多目的ダムのときには、洪水調節容量が 100 万立方メートルでしたから、全然比較にならない数値なんです。ですからこれは、河道内にちっぽけなものをつくって 5 トンぐらいを調節しましょうということで、先ほど梶山委員が言われたとおり、一般論

としては河道内遊水地という考え方もありますよということが出ていたに過ぎない。浅川の治水専用ダムで、穴あきダムで、大きくこの治水専用の役割を果たさせようということとは違うので、こういうところを指して、河道内遊水地はあったんだというような言い方をするのは不適切だと思います。

小平河川課長

今、内山委員からのご指摘なんですけれども。当時、これでいきますと、多目的遊水地あるいは檀田・田子でどのくらい調節できるか、では足りない分はどこで調節するかというと、河道内しかなかったんですよ、当時。それでたまたま田子が30ですか、それで檀田30ということで、残りは5はこれだったんですけれども、田子・檀田がなければ、当然これはすべてがここになってくるというふうに解釈しております。

内山委員

いや、そんなふうに書いてないでしょう。

梶山委員

今、内山さんとか岡本先生とか、事務局のお話を聞いて、ある程度わかってきたんですが。一つはこの河道内遊水地というのも、結局トータルのピークカット流量を数字合わせするために結局残ったものがこれだという、そういう意味だと思うんですね。それで、先ほど私もちょっと質問しましたが、要するに国の指摘を受けるたびに、本来なら県が十分検討してきたようなことが、本当に検討していなかったのかもしれませんが、簡単にひっくり返されて、結局、国が気に入るような形で落ちつくところに落ちついたという経緯が何となくわかってきたんですが。結局は、国の意向に反するものはできませんよというのは、県の基本的なスタンスなのかなというのが一つ感じたことです。

それからもう一つ伺いたいのは、いろいろ資料を出されるというお話だったんですが、例えば今の河道内遊水地についても、これは具体的な絵があるんだというお話だったんですが、それは全然資料として出されていない。それから河川改修原案が国からいろいろ指摘を受けて、それで水田貯留は治水対策に盛り

込まないこととしたというのがありますが、これも、私の当初の意図では、それがわかるような技術的資料も含めて出していただきたいということだったんですが、これに関しても、結局どうしてこういう形になったのかという技術的な資料が全然ないということで。簡単にいうと、こういう経緯がきちんとわかるような情報開示がされていないというのが全体としてすごく感じた、今回の資料はいろいろ出してはいただきましたが、そういうことを感じています。

それと、岡本先生からお話がありましたが、河川整備計画がこの程度のものでいいんだというお話ですが、その基礎となるものについては、これはきちんとあるはずで、例えば浅川ダムについてはわずかな記載がありましたですね。場所が、千曲川合流点より上流約14キロ、重力式コンクリート、堤高53メートル、堤延長が165メートル、総貯水量110万立米と。これも整備計画の内容としては非常に簡単なものですが、少なくとも概略設計的なものはやっておられると思うんですね。それが、例えば委託費との関係で見ますと、これ委託費、資料 - 8 になりますか、資料 - 8 では、これ、どこでそのお金をこの委託費で使っているのかな、この委託業務の内容とは、の中では、それに相当するものがないんですね。それを一つ伺いたいと思います。

それと平成18年度が、これが遊水地の土砂計算と基本高水・計画高水の確認、計画堆砂量、河床変動計算、地すべり対策検討、内水施設と外水施設整合性の検証とありますが、これだけで何で6,350万円もかかるのかなと、これ細かい話で、実際細かいのかもしれないけど。素人的に考えると、何でこんなにお金がかかるのかなという印象があります。答えられる部分だけは答えていただきたいと思います。

小平河川課長

すみません、では平成18年度の欄に各遊水地の土砂計算というのがございます。これは選挙の前にやったことです。それからこのあと、基本高水・計画高水の検証とか、計画堆砂量、河床変動計算等、これは新知事になってからやっております。

梶山委員

各遊水地というのは、この場合、猫又と田子ですか。

小平河川課長

いえ、この場合の各遊水地の土砂計算というのは、檀田と田子にどうしても土砂が入りますので、それがどのくらいの量になるかと。

梶山委員

それはもうずっと前にやっていないんですか、遊水地の設計のときに。

小平河川課長

遊水地の設計、そういう細かい土砂計算まではしておりませんでした、当時。

梶山委員

それって、やらないで設計しちゃうんですか。どうなんですか。

保母委員

監視委員会でこの浅川ダム問題を取り上げなくてもいいという、これ出ましたよね。この問題との関係で、今日、説明を聞いていて、ますますわからなくなってきたんですけれども。監視委員会にこの間かけなかったのは、要するに新しい事業だからと、こういう説明でしたよね。違いますか。

小平河川課長

監視委員会になぜかけないのかという説明の中で、まず河川法に基づいた河川整備計画が策定されたから、あえて監視委員会にはかけませんと。

保母委員

それは新しい法律を、それを使ってというだけの話で、そこに何らかのダムをつくる、あるいはその事業を変更するというとはかかわりのない話なんですよ。

それで、先ほどの資料 - 2 のところで説明があったように、もし先ほどの説明が正しいとすれば、既に15年の7月28日ですか、このときに穴あきのダムが最初に出たと。それがさらに大きくなったということであれば、これは事業変更なんですよね。それから、平成19年2月7日の、この先ほどの年表で言いますと、その対策推進会議ですね、実質的な決定機関だと言われたですね。それを踏まえて2月8日に出されておりますよね。そのときに、これは資料 - 5 を見ますと、5つの案が比較されているようですよね。そうしますと、その中にさまざまなダムの1案、あるいは5案というのがあって比較されておると。その中で5案を選ぶということであると、ますますこれ継続して検討してきて、事業内容を変更したということでは判断できないです。

それからもう一つは、それでは国に対する補助金請求ですね、予算の。これで平成19年度までゼロになっておりますけれども。同じように継続しておると。このあたりの一連の今日の説明を聞くと、ますます監視委員会の審議事項から外したということが、それがわからないですよね。

それは法律が変わったというのは、それは事業そのものが一たんなくなって、何年かしたあとに全く別のものとして出てくるのであればだけれども、一貫して継続しておるんですよ、先ほどの話を聞けば聞くほどね。それはわかりませんよ。だから、私が一番関心を持って今日来たのは、監視委員会の審議対象がどうかというあたりで明確なものが出るかと思ったら、明確なものが出たのは、結局継続してきたと、その事業内容の変更に過ぎないと、法律を若干こちらからこちらへ変えたというに過ぎないんじゃないだろうか。

だからなぜ監視委員会にかけなかったのか、この疑問が深まったのが今日の審議の成果だということなんですけれども。

事務局（手塚技術管理室長）

よろしいですか。今の浅川ダムをなぜ監視委員会の審議事項としなかったのかということにつきましては、何回も今年度に入って、委員会の中で何回もご説明してきておりますが。国の再評価の実施要領において、河川事業・ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て河川整備計画の策定変更を行った場合には、再評価の手続が行われた

ものとして位置づけるものとするという条項を県として準用させていただいたということで、うちの方は何回も説明させていただいております。

保母委員

それは何度も聞いていますけどね。県として再評価をそれによってかえるということですよ、今の説明は。であれば、県の再評価の結果を、監視する委員会というのにそれはかけなければいけないんじゃないんですか。県の手続がそこでは終わっているだけの話でね。再評価にかえるというのであれば、その再評価を県としてしました、これでいいでしょうかということは、監視委員会にかけなければいけないと。監視委員会にかけなくてもいいということは、そこには出てないんじゃないですか、今の説明を聞く限りは。

事務局（手塚技術管理室長）

違います。今回お願いしている対象案件につきましても、この監視委員会の意見をいただきまして、最終的に県の方で対応方針を決定するというのが、再評価の制度でございます。

保母委員

また岡本先生に解説していただければ。

岡本委員

ちょっと単純化していえば、監視委員会のかわりに有識者の会議でやってあればよろしいということになりましたと、それでその手続を踏みましたということですね。

福田委員長

国の再評価の要綱によっては、合法的であるということですね。ただ、合法的であっても、それを決定するとか選択するというその判断をするのは県ですから、そういう判断をしたということがポイントなんだと思いますけれども。

岡本委員

ちょっとそこは微妙だと思うんです。やっぱり監視委員会の設置自身も国からの指示でやられているわけですね。そして国として、これを、有識者会議をもって監視委員会にかえることができるといったときに、それをあえて県としては、私のところでは監視委員会にもう1回かけますよということは、いわば国の指示に・・・

保母委員

できる規定であればね、されなかった。

岡本委員

いや、だから選択肢はあるように見えますけれども、その場合には、もう監視委員会にかけないという意味合いを込めて出している指示だから、県の判断でやるということは、それはそれなりにまた問題をはらむと思いますね。

だから、私はとにかく手続論が何であれ、やはり監視委員会に、例えば監視委員会に正式にかけるのではなくても、当然何らかの報告があつて、皆さんの意見具申、意見を聞くという手続はとられるべきであったろうし、それから少なくとも、私自身監視委員にいて、例えば今日マスコミの方もいらしているけれども、先生方は何も言わないんですかと言われたときに、いや、言う場がないわけですから、それは私こういう、あるいはこの委員会の委員としてはこう考えるということは、やっぱり意見表明を全く個人の資格であれ何であれやっぱりやらなければ、やっぱり監視委員に任命されてお引き受けした意味はないだろうと思いますから、そのあたりを別途考えなければいけないだろうというように思っているわけです。

梶山委員

今までの議論の中のまとめ的な、大変大切なところだと思うんですが。私、いくつか疑問があります。本来、監視委員会というのは、県が再評価したものをもう一度チェックするというので。この場合については、県の再評価に該

当するものがないということが一つですね。

それからもう一つは、実質的に見て、要するに貯水容量と大きさと場所しか書いていない。普通は事業の評価というのは、それだけで事業を評価できるはずはないわけで。もっともろもろの、無数の要素に関する、少なくとも資料もなしに評価しようがないという意味で言いますと、河川整備計画はこの程度のものであれば、これは事業そのものの評価とやはり区別すべきではないかと。

それから国土交通省の言い分も、これは別に法令でも何でもなくて法的な拘束力があるものではありませんから、そこはやはり地方自治体としての裁量権がきちんとあるべきで、実質的に考えて国土交通省の言い分はこの場合に該当しないという解釈をしても、これは何ら問題はないと思いますから。そういう意味でいうと、やはり実質的にはこの委員会にかけるべき事案であるというふうに思います。

#### 内山委員

大分いろいろ資料が出ているんですが、肝心の資料がいくつか落ちていると思われますので、その点をちょっと申し上げます。できれば次回までに用意していただきたい。例えば前回の評価監視委員会の前の、今年の1月19日に長沼地区新幹線対策委員会との確認書が結ばれています。その確認書の中では、委員会の方からの要望事項に対して、はっきり浅川ダムについて、おおむね10年以内の完成を目指しますと、河川整備計画は平成19年8月22日に認可済みですというようなことが文書で交わされているわけです。なぜこういうものが、非常に重要な経過ですから、この中に当然入ってくるべきだろうと。私は公文書公開請求でそれを取りましたけれども、そういうものがあります。

それからもう一つは、昨年8月に平成20年度予算の概算要求がありまして、これの概算要求をしているわけですね、浅川ダムについて。そして12月に内示があって、要求どおり2.5億円が浅川ダムで内示されていると。この3月にそれが決定すると思いますが。そういうその概算要求関係の資料も、これも公開請求で私はとったんですが、なぜこの委員会に浅川ダムの事業を具体的に、平成20年度に2.5億円で水理模型実験、調査費等の予算がとれているというようなことがなぜ資料として出てこないのか。それが第2点です。



それからもう一つは、随分長く開かれてきた浅川流域協議会という地元住民で構成する協議会があります。これが昨年の5月15日に原案の説明を受けた段階で終わってしまっていて、そのあと開かれていません。約10カ月近く開かれていないわけですね。その原案についての意見を聞いたり、地元住民へ説明責任を果たす意味では、浅川流域協議会のことをやはりなぜ開かないのか、これが一つ大きな疑問です。

それから最後に、1月10日締めで、この委員が個別意見の形でもってA4・5枚という枠内で意見書を出しました。この意見書については3月の段階で、浅川については、どういうまとめになるかわかりませんが、出ている意見書については、そこへ個別意見として添付していただきたいと、これをはっきり申し上げておきたいと思います。以上です。

#### 石澤委員

実はお話を聞いていてわかったことと、ちょっと頭の中、混乱したことがあるんで、ちょっと確認させてください。

先ほど、この浅川の件はこの委員会にかけないという、そのことの理由として、学識経験者にかえていいよという法律に基づいたから・・・それに基づいたからというお話でしたよね。ただ、この委員会の初めのころ、確か私の記憶がうる覚えなのかわかりませんが、新しい計画になったからかける必要がないというようなことを聞いたような記憶があるんですね。私はそういうふうに解釈していたら、そうしたら今日は、穴あきダムということに関して、先ほどの梶山さんの4番の質問ですか、浅川ダムと同じようなものなのかということに関して、まだ明確なはっきり答えはないんですけども、皆さん大体こういうものだろうというふうに思って議論が進んでいますけれども、これは同じものだというふうな答えを考えてよろしいわけですね。そうすると同じものが継続していると、ということで少し悩んだものですからね、ちょっとそのところを教えていただけたらと思うんですけども。

#### 事務局（手塚技術管理室長）

今のお話ですが、今年度のこの監視委員会の第1回目、去年8月でしたか、

そのときにも浅川ダムをこの委員会の審議対象としないという理由を、私、先ほど申しました理由を説明しまして、それで報告という形で内容を説明させていただきたいという扱い方をご説明しております。

石澤委員

すみません、新規事業という言葉が確かあったように私、記憶したんですけども。

事務局（手塚技術管理室長）

いえ、新規事業という言い方をしなくて、全く、ダムありからダムなしまで検討した結果の新たな計画という位置づけですという、そういうお話はしたかもしれませんが、新規事業というお話は、今年度の説明はしておりません。

内山委員

新しい事業という言い方をされましたが。

事務局（手塚技術管理室長）

新たな計画だというお話はしております。

梶山委員

新たな計画と新規事業は違うんですか。

原土木部長

平成15年の評価監視委員会の際に、この事業については廃止するということで委員会として決定が出されて、それで県として、これについてはダムによらない事業をこれから検討していきますという、そこですべてダム事業は終わったわけなんです。

内山委員

法的手続は終わっていないでしょう。

原土木部長

いえ、ですからそこからスタートしたのが、今回の、ダムによらないものからまずはスタートしていったわけですよ。

塩原委員

いやいや、終わらなかった。

原土木部長

いや、それは最終的に、ですからここでお考えいただきたいのは、この浅川をどうするかといたら、100分の1、450トン、この治水計画を達成するにはどんな政策があるのかというところからスタートしているんです。その中でさまざまな比較検討した中で、最終的にダムが一番合理性があって効率性があるという、それが結論なわけでなんですよ。

ですから、従来のもをそのまま引き継いできているということではなくて、その段階で今までのダム計画は終わって、そこから新たに積み上げてきたという・・・

塩原委員

終わってないじゃないですか。

原土木部長

いや、ですからね、新たなものを積み上げてきた中で、最終的に・・・

塩原委員

終わっていないじゃないですか。

原土木部長

ですから、とにかく100分の1、450トンというものをどういう形で達成するかというスタートが、評価監視委員会以降の私どもが説明してきた内容です。

ですから、その際に私どもの方も、計画として従来のものからスタートしたけど、最終的にできたものは新しい計画ですという説明。それとあわせて、国の要綱においてもそういう取り扱いをする。同じ目的のものを2つの機関で検討することはないという前提で、この評価監視委員会の審議する対象とはしないという、そういうふうに説明をさせていただいております。

保母委員

そう言われてしまうと、一言言っておかなければいけないと思うんですよ。ダム事件については終わったという話ですね、先ほど、終わったという話ですよ。そうするとダム予算というのは、毎年、ゼロ円だけでも予算要求を国にしてきた根拠というのは何になるんですか。

小平河川課長

毎年やってきましたのは、県が正式に中止表明をしてないから。

保母委員

では終わってないということじゃないですか。

小平河川課長

いや、ダムは終わったんだけど、ダムのかわりとなる代替案ができないため・・・

保母委員

ダムは終わったけれども代替案ができないという、それはわからない話ですね。そんな日本語はありませんよ。

内山委員

中止手続していないということは、事実上継続してきたということでしょう。

小平河川課長

予算上の話でして、実質的に旧の多目的ダムについては中止しております。予算上、ただ毎年、ゼロ要求ということでやっていますけれども。

梶山委員

では、いつどういう手続をしてきたんですか。きちんとそういうけじめはつけているんですか。

小平河川課長

15年のときに、県の方針として、浅川ダム建設事業は中止するという方針を出しております。それ以来、ゼロ要求ということで予算上はやっているんですけれども、実質的には事業は動いておりません。

内山委員

国土交通省への中止しましたという文書なり、手続なりはしていないわけでしょう。

小平河川課長

手続的にはまだ終わっておりません。

梶山委員

県の、その中止したというのは、文書は、それはどういう文書なんですか。

小平河川課長

評価監視委員会の意見を踏まえまして、県の再評価委員会で出した文書はあります。

岡本委員

県としては、再評価委員会でこの事業をストップすると決めても、県の裁量だけではできないですね。そのところで、県としてはやめるとしたときには、

その代替案をつくらなければならない。それまで予算は、ゼロとして続けておくことになったということですか。

小平河川課長

強攻策をとったのではなくて、県の方針の中で代替案を作成しますという項目があります。評価監視委員会の中にもその代替案を作成せよと。

岡本委員

代替案ができるまでは、中止手続も決して県としてもとれない。

原土木部長

それは予算上の話しです。実際的には、いわゆる補助金をずっといただいておって土地まで買ってあるわけですね。それを、やめますということを明確にした場合には、補助金の返還ということが実態としてあります。ですから、それに対すると同時に、100分の1、450トンを私どもが行政としてやりますというこの責任もあるわけです。それが明確になるまでは予算上の方もゼロにしてあって、その間で検討しているという。やはりそれは行政の責任として、やめるからには代替案、あるいはこういう考え方で新たな方策を、ということをやらない限りはできませんので、そういう面でゼロ予算という形で要望はしてあったわけですね。

内山委員

原部長が100分の1、450トンということを何度も繰り返される。これは、一番最初をたどれば1976年ですね、30年前の第1次の流出解析で100分の1、450トンというのは出ているわけですよ。それから1トンも変わってないわけです。そういう中でずっとそれを持ってきている。それで、それを達成するために今度の新しい治水専用ダムが出てきたんだと言われても、今までやってきた県の作業は、すべてそれを実現するための作業としてやってきたということだと思っうんですね。

もう一つは、この今出てきている治水専用ダム、穴あきダムですね。この計

画が全く新しい事業かといえば、今まであった古い多目的ダムの事業計画が計画変更でもって、もとのダムも穴あきだったんだけど、その穴を小さくして下にさげて治水専用にしたということでしょうか。しかもダム地点は全く同じです。その他の条件も全部同じです。本当に新しい事業だというのだったら、地質調査から断層調査からすべてやって地点を決定するところから始めなければいけないはずですね。そういう前の補助金を使ったりして、国庫補助事業としてやってきた、その上に乗かって今の治水専用ダム計画があるわけですよ。だとすれば、これは事業計画の変更か計画変更でしょう。継続しているというふうに理解するのが、非常に一般的な理解じゃないでしょうか。

福田委員長

これも堂々めぐりになってしまうので・・・

原土木部長

これ、説明しても本当にまたありますので、また文書で回答した方がよろしいでしょうね。

福田委員長

そうですね・・・

石澤委員

言い出しっぺとしてちょっと、あと一つだけお願いします。

先ほど浅川ダムについて、15年に終わったものであるというのは、この資料-2の段階で終わったということですか。この段階でね。15年7月28日の資料ですけれども。

内山委員

評価監視委員会は15年の12月で。

小平河川課長

原案の決定が平成15年4月です。流域対策の原案が平成15年の1月ですので、そのあと評価監視委員会が平成15年12月ですか・・・

石澤委員

これを踏まえて決定したという形、これを当然知っていて決定したという形になるわけですね、監視委員会。

小平河川課長

そうなります。

石澤委員

この中に、つくった穴あきダムの話が載っていると。同じようなものがたまたま今回出てきたと。

小平河川課長

流域対策の選択肢といたしまして、複数の候補が挙がっているというふうに解釈していただければいいと思います。

石澤委員

1枚ものの・・・

小平河川課長

ペーパーの中で、当時は河川改修で8割をもたせるんだと、残り2割は流域対策でやりますと。それには当時は森林も入っていましたし、水田も入っていました。

石澤委員

大きさは別として同じようなものがあって、それを参考に、今回、新しい計画を立てるときに、いろいろその中に一つの選択肢として盛り込んでみたら、



一番よかったと。それで選んだという・・・

小平河川課長

当時からもろもろの施設がありましたので、河道内も河道外もあったと。

梶原委員

さっきからいただいたことで、一つ答えていただけないことがあるんですが、16年9月27日に河道内遊水地の、概略設計的な図面がついているんですけども、これは県が決定した案ですか。コンサル案ですか。

河川課

ではすみません、ちょっと過去の経過なので私の方からお話しさせていただきますけれども、これは一応その検討している途中の段階だということで情報としてお出ししたものでして、これを出すについて、その当時の治水・利水対策推進本部という、長野県の意味決定機関で決めたというものではありません。

1枚目のその赤く矢印が書いてある紙の中に、例えば上から行きますと14年6月7日はいいか、6月25日は県議会で言った話ですから公で言っています。そのあと15年の4月の河川改修原案、7月の流域対策原案は、一応その当時の推進本部で決定をしたものを一般の方にオープンにしているということで、ここが、スタートのところは、県として。

それでそれ以降ですね、それ以降はずっとその整備計画をとるために、いろいろ検討している途中の段階のもので、特に何か、先ほどのコンサル案も何か推進本部として決定したというものではなくて、あくまでも途中経過ですよという形を出したと。その次に県として意思決定をしたというのが、平成17年11月22日ですね、その基本的な考え方を決定と。このところは、県としてこういう形で整備計画をとっていきたいという方針を決めて表に出したと、そういう形です。

梶山委員

僕は、位置づけを明確にしないで、何回も住民に説明しているという話が・・・。

福田委員長

委員会としての方向は、大体皆さんお聞きになって同じだなというのはあると思うんですけれども。これを県に提言ということでまとめていくんですが。

次回、3月14日10時からということで、一応決まっています、これはもう1日かけて徹底してやってしまうということで、終日、16時30分か17時ぐらいまでやってしまうということですが、今日みたいに質問を繰り返すということではなくて、一応たたき台というか、原文を、委員の提言の書き方としては、総論として全員としてみんなが同じような認識で、例えば大きく5つぐらいあると思うんですけれども、制度・手続論的な話ですね。その中で、2つ目として国と県との関係、地方分権とかという中での補助金とか委員会のあり方とか、そういうところまで握られている中でどうしていったのというところだとか。あとは3つ目として、説明責任、これ何度も皆さんから出てきましたけれども、住民との関係、過去の協議会との関係とか、こういったものもわかってない。あと4つ目として技術的な部分、あと5つ目として予算も含めて、財政とかも含めてそういった部分、いろいろなものがある中で非常にこう、わかりにくかったり不透明だったりというのがある中で、ここを委員会として、総論としてまとめていくというのはあると思います。それ以外に個人として、マックスですけれども、A4・2枚、これはお立場的にどんな立場でも書かれて構わないのでということで、今回の意見書のようにあとでつけるという形ですけれども。

その総論の部分、ちょっと枚数的にも分量的にも見えないんですが、書いていただくということで、原案をつくっていただくのを、前回の委員会ですね、全会一致で、ご本人はいらっしゃらなかったんですけど、岡本先生と決まったんですが、岡本先生がどうしても忙しくて手がちょっと回らないということで、ちょっとお話ししまして。保母先生と梶山先生、かなりお詳しくいらっしゃるので原案をつくっていただいて、皆さんそれぞれのご専門の立場からとかという形で、その総論を次回練っていくことにできたらと思っています。

保母先生、梶山先生、かなりお忙しいと思うんですけれども、3月14日の前に、例えば3月10日とか12日とかまでにいただけることというのはできますで

しょうか。それを皆さんに回して、みんながまたそれを付加したり、質問をしたりという形で思っているんですが。ほかの個人で書かれる最大A4 2枚で、何かいろいろな切り口でも視点でも個人で書かれる方は、3月10日の月曜日までに私の方にお送りください。

田口委員

それに関してですけれども。私は基本高水の件に関して、多少ちょっと書かなければいけないと思っているんですけれども。以前に出した資料が、資料として、の資料参照という形で書けばかなり短い文章にできるので、その資料を使えるような形で置いておいてもらいたいと思うんですが、それはどうですか。

福田委員長

資料を使える形というのはどういう・・・

田口委員

形というか、だから私が提出した資料を今回の中に入れるというよりも、ホームページに載っていれば別ですけれども、ホームページにもしあれば、その資料を参照ということでやれば、非常に簡潔に済みますので、そういう・・・

福田委員長

わかりました。出し方も考えましょう。だからどかっとな資料編とつけるわけにいかないの、出し方も考えるということで、その高水のその資料をちょっとご用意いただいて、回覧とかして、委員みんなで決めるなり・・・

田口委員

いや、もう既に出してありますから。

福田委員長

ありますよね。そうですね。

田口委員

ちょっと厚かったでしょう。

福田委員長

そうですね、相当厚かったです。

田口委員

あれを載せるわけにいかないですからね。

保母委員

使いやすい資料というのであれば、それは使えば一番いいですよ。

内山委員

それから1月10日締め切りで委員からA4・5枚という枠内での、個別意見の提出がありましたね、浅川ダムについて、私は出しましたけれども。それも今度の意見書に添付していただきたいと先ほど申し上げましたけれども。

福田委員長

A4・5枚の何でしたか、A4・5枚・・・

内山委員

1月10日締め切りで出してくださいということで、前回に委員への資料としては開始されましたが。

梶山委員

あれは個別の様式でしたね。

田口委員

要するに以前の資料、使い方を決めておいてもらえれば、わざわざ今回の最終報告のところに載せる必要がないと私は思いますので、使い方ができるよう

な段取りというかね。過去に・・・

福田委員長

使い方といっても、それをそのまま添付するということです。だからそのA 4・5枚をもう添付すれば2枚を書く必要がないということです。

内山委員

もう出してありますからね、浅川については。

福田委員長

ちょっとポリューム的な面も・・・

田口委員

A 4・2枚ではおさまらないですよ、その場合は。だから私はその辺を工夫するために、資料は別枠で県の方でもって枠をつくってもらえれば、その枠、例えばAという名前の枠だったら、Aの何ページを参照というふうにして、本題のA 4・2枚のところに書けば・・・

福田委員長

早くいえば資料編みたいなのをつけるということですね。

田口委員

そうですね。そうやらないと、結構A 4・2枚にまとめるというのは、結構難しくなりますよね。

福田委員長

ポリュームの資料ですけど、それを個人で出されていくときに・・・、とにかくちょっと総論の話は、梶山先生、いかがでしょうか、大丈夫ですか。

保母委員

ちょうどいいじゃないですか。俺たちの説明より、中をよくちょっと相談してやりましょう、いずれにしる。

福田委員長

総論の方ですね。

保母委員

いい時期に皆さんのところへ、それこそ原案に対して案みたいなのを出してそれで検討して、ずっとそれぞれが検討してやると、その14日ですか、その会では効率よくいうということですから、それでいきましょう。

梶山委員

今日お話ししたようなことも入れて・・・

福田委員長

今日のポイント的なことは、皆さんに私がまとめて、5点、6点、お送りして。目次構成というか、こういうのを書くという流れと構成ができればあれかもしれないですけども。

保母委員

それを早く出して、これでいいかということで、ではちょっとそれやりとりしましょう。その上での注文として、今日の議事録、その最後の細かいところまでは修正しなくてもいいけれども、大まかなものをなるべく早く出すと。そうするとまとめやすいですね。

内山委員

そうですね、来月の日取りがあるから、今日の議事録は事務局の方で、大変かもしれないけれども急いでいただきたいですね。

保母委員

急ぐという場合には、せいぜい5日間ぐらいで。

福田委員長

もう直さない形で構わないのということで大丈夫でしょうか。

保母委員

正式な議事録はあとで直せばいいですから。議事録を、それこそ原案として走り書き的なのでいいので、パソコンの変換ができなくても結構だというぐらいのつもりでね。それを日程に出すと、それがひとり歩きするから、少なくとも福田委員長の方と、原案と言われた私たちに、というところぐらいに出してもらえないですか。

事務局

なるべく早く、5日でできるかどうかはわかりませんが、5日で上がってきた段階のものを、今日の3人の委員へ……。ですから詳細部は、まだ整合とれてなく、皆さんに確認しないといけません、とりあえずできたところで、送らせていただくということで、そんなに遅れなく送れると思いますので。

保母委員

まだ公表はしませんから、そういう意味で。

福田委員長

では、先ほどの個人のお話は、ちょっと今度、持ち寄っていただいて・・・

岡本委員

その前に総論というところで、まず県は当然今日ご説明になったような主張としての手続論があるわけですが。手続論に関する疑問、例えばこれは終わっていたとみなすのか、みなさないのかとか、それから例えば通達の拘束力はどうかというようなこと。その手続論に関する疑問が、特に時期の前後とか、

というような点で内山さん以下、随分ご指摘があったと思うんです。

それからもう一つは、手続論の前にそもそも実態論として、例えば田口さんやまた前々から塩原さんがおっしゃっているような、実態として本当に浅川ダムが有効なのか、もともとダム廃止宣言が出されたころの、いわば廃止宣言の根拠となったような主張というのは当然あるわけで。それが、例えば委員の中でお持ちの方がいらっしゃれば、実態的な話。

それから、さらにいえば、現在の河川行政の進め方一般ですね。例えば100年をぼんと決めて、以下かくかくしかじかとなってしまうと、もう機械的にこうなってしまうわけですが。そういうことに対する疑問とか、例えばダム廃止のころに大熊先生あたりが主張なさったような、そういう現在の治水工事の進め方そのものに対する疑問とか、いろいろなレベルのものがあると思うので。

ただ、いずれにしても手続論に対する批判、それから実態的な問題、それからいわば治水思想の問題と言いましょか、治水の思想と言いますかね、治水の考え方みたいなものみたいなレベルが、大体、今、どこでも出てまいりますから、そのような項目でまとめていただけると割合議論がしやすいし、まとめもしやすいんじゃないかと思います。以上です。

福田委員長

わかりました。そういう中に住民との関係とか、国との関係とかが入ってきて、あとは一番最後にやっぱり委員会としてのあり方というか、それが見える方が、ということですよ。今、岡本先生が言ってくださったその部分だけは、早目にメールで、皆さんにお伝えいたしますのでと思います。

個人意見は、内山さんが書いていただいたのとかいろいろあるんですけども、内山さんはこれを出されたいということでもありますので、とりあえずこう持ち寄っていただいて、ボリュームが多い方について、どうやっていくかというのは、ちょっと次回お話す形でもよろしいですかね。

ですからもう提出されているという方は、皆さんにも配付されているので、それを持ってきて、ボリュームとかは次回話していきたいと思います。

一応浅川の、12時半も回りましたので、これで終わりにしたいと思いますけれども、次回、では3月14日、また引き続きよろしく願いいたします。それ



の中間で何回かちょっとメールでやりとりというのが出てくると思います。

今日の午後ですけれども、この意見書を県の方に提出してまいりますので、その点もご了承ください。

それでは、今日の委員会を終わりにいたしたいと思います。どうもありがとうございました。

## 5 . 閉 会

事務局（赤羽主任専門指導員）

本日は大変お忙しいところご出席いただき、また熱心なご討議をいただきましてありがとうございました。それでは以上をもちまして、平成19年度第5回長野県公共事業評価監視委員会を終了させていただきます。

ありがとうございました。